

# **自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (地域経済効果立地支援事業) 概要説明資料 (五次公募)**

**令和7年4月**

**(公財) 福島県産業振興センター**

**自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業事務局**

**本資料は概要版ですので、応募の際は公募要領を必ずご確認ください。**

# 0. 補助事業の区分

## この概要説明資料における事業

|              |                                                                   | 地域経済効果立地支援事業                                                                          |                                      |
|--------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
|              | 製造・サービス業等立地支援事業                                                   | 1 福島国際研究都市構想（イノベ構想）の重点推進分野に資する事業                                                      | 2 避難指示区域等における住民の自立・帰還や産業立地の促進等に資する事業 |
| 対象事業<br>(業種) | 製造業、卸・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業 等                                     | 福島イノベ構想の重点推進分野※ 1<br>①廃炉<br>②ロボット・ドローン<br>③エネルギー・環境・リサイクル<br>④農林水産業<br>⑤医療関連<br>⑥航空宇宙 | 全産業※ 1                               |
| 対象施設         | 工場、物流施設、試験研究施設、コールセンター・データセンター、店舗、宿泊施設、植物工場・陸上養殖施設、社宅、機械設備、知事特認施設 | 工場、物流施設、試験研究施設、コールセンター・データセンター、店舗、宿泊施設、社宅、機械設備、その他施設                                  |                                      |
| 対象地域         | 浜通り等 1 2 市町村の避難指示等のあった区域                                          | 浜通り等 1 5 市町村の区域                                                                       | 浜通り等 1 2 市町村の避難指示等のあった区域             |
| 補助金額         | 3 千万円～3 0 億円（審査委員会の評価が特に高い案件は 5 0 億円※ 2）                          |                                                                                       |                                      |
| 補助率<br>※ 3   | 大企業 : 2 / 3 以内<br>中小企業 : 3 / 4 以内                                 | 大企業 : 3 / 4 以内<br>中小企業 : 4 / 5 以内                                                     | 大企業 : 2 / 3 以内<br>中小企業 : 3 / 4 以内    |
| 対象経費         | 用地（土地取得費・土地造成費）、建屋、設備                                             |                                                                                       |                                      |
| 要件           | ①雇用要件                                                             | ①雇用要件<br>②経済効果要件                                                                      | ①雇用要件<br>②経済効果要件                     |

※ 1 専ら資産運用的性格の強い事業、建築又は購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業 等を除く。

※ 2 いわき市、相馬市、田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、新地町を除く。

※ 3 避難指示区域（認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域を除く）で実施する事業については、ご相談ください。

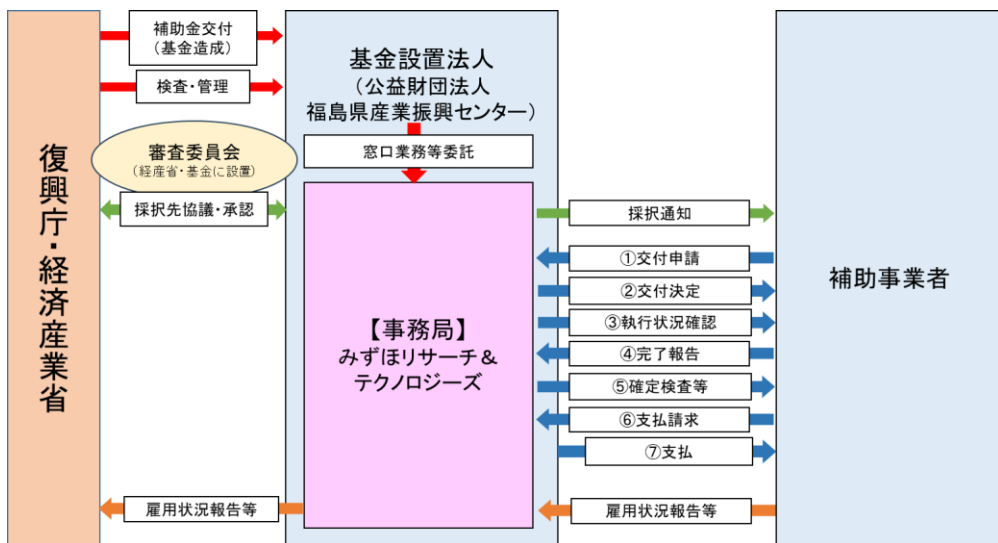
# 1. 本補助金の概要

- 1. 本補助金の概要
- 2. 補助対象要件
- 3. 採択の審査
- 4. スケジュール
- 5. 事前着手の承認
- 6. 申請方法
- 7. お問い合わせ先

## 事業の目的

被災者の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、福島県の避難指示区域等を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業集積を図ります。加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進めます。

## 本補助金の執行スキーム



## 予算

- 320億円(平成28年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
  - 185億円(平成29年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
  - 80億円(平成30年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
  - 88億円(平成31年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
  - 215億円(令和3年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
  - 141億円(令和4年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
  - 141億円(令和5年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
  - 122億円(令和6年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
  - 110億円(令和7年度 東日本大震災復興特会 当初予算)
- 計 1,402億円

## これまでの公募期間の実績

- 一次公募  
令和3年6月28日(月)から令和3年9月28日(火)
- 二次公募  
令和4年4月7日(木)から令和4年7月22日(金)
- 三次公募  
令和5年4月7日(金)から令和5年7月7日(金)
- 四次公募  
令和6年4月5日(金)から令和6年7月5日(金)

## 補助対象者

対象地域(後述)内において、対象施設・設備等を新增設しようとする法人又は個人(※)。

※ 個人とは、法人と共同申請する者のうち、補助対象の財産を所有せず、中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)第11条に規定する特定連鎖化事業の加盟者であり、かつ所得税法(昭和40年法律第33号)第143条(青色申告)に基づく承認を受けている者に限る。

## 補助事業の区分

避難指示区域等における住民の自立・帰還や産業立地の促進等に資する事業(産業立地の促進に資する事業)を支援します。

なお、福島国際研究都市構想(イノベ構想)の重点推進分野に資する事業については、対象地域を浜通り15市町村に拡大し、重点的に支援します。

# 2. 補助対象要件（施設・設備等）

## 補助対象事業・施設・設備（各事業で対象となる具体的な施設・設備は下記（１）から（５）のとおり）

### 1 福島国際研究都市構想（以下「イノベ構想」という。）の重点推進分野に資する事業

イノベ構想の重点推進分野である、①廃炉、②ロボット・ドローン、③エネルギー・環境・リサイクル、④農林水産業、⑤医療関連、⑥航空宇宙に資する施設及び設備

### 2 避難指示区域等における住民の自立・帰還や産業立地の促進等に資する事業

避難指示区域等における住民の自立・帰還や産業立地の促進等に資する施設及び設備

| 補助対象施設・設備                                                                                                                      | 固定資産取得要件 |    |    | 投下固定資産額の下限 | 備考                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----|----|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                | 土地       | 建物 | 設備 |            |                                                                                                |
| （１）全産業の施設（（２）～（４）除く）（※１）                                                                                                       | 推奨       | 推奨 | －  | 5千万円       | 設備のみの案件は「（５）機械設備」とする。                                                                          |
| （２）店舗<br>卸売業、小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業の用に供される施設                                                        | 推奨       | 必須 | －  | 3千万円       | 原則として、自ら取得し、自ら使用する事業の用に供する施設を補助対象とする。ただし、「（２）店舗」、「（３）宿泊施設」については、一定の要件を満たす場合は、賃貸に供する部分も補助対象とする。 |
| （３）宿泊施設<br>宿泊業の用に供される施設のうち、認定復興推進計画その他市町村が策定する計画に沿ったものとして市町村長が作成する「市町村復興計画等確認書」が申請書に添付され、かつ、第三者委員会が操業後10年以上の経営の継続が見込まれると判断する施設 | 推奨       | 必須 | －  | 3千万円       |                                                                                                |
| （４）社宅<br>上記（１）～（３）の施設（既に存在する施設を含む。以下「工場等」という。）に付帯する5戸以上の社宅であって、工場等が立地する市町村に立地する施設（※２、※３）                                       | 推奨       | 必須 | －  | 3千万円       | 全戸数と比して、補助対象地域に立地する工場等で雇用される正社員が入居する戸数が補助事業完了後3年間の平均で6割以上となるものとする。                             |
| （５）機械設備<br>上記（１）の施設で行う事業の用に供される機械設備                                                                                            | －        | －  | 必須 | 5千万円       | －                                                                                              |

- ※１ 下記の該当する事業を除く
- ア 専ら資産運用的性格の強い事業
  - イ 建築又は購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業
  - ウ 公序良俗に反する事業
  - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条により定める事業
  - オ 政治団体、宗教上の組織又は団体による事業
  - カ 電気事業法第2条第1項第16号で定める電気事業（発電した電力を自らが消費する事業を除く）
  - キ その他申請要件を満たさない事業

- ※２ 工場等が避難指示区域に立地する場合、土地が取得できない場合その他やむを得ない事由のある場合は、工場等が立地する市町村以外の補助対象地域に立地することが可能。
- ※３ ※１の条件を踏まえて審査委員会が本制度目的のために特に必要と認めるものに限り、補助対象地域外である次の地域（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、新地町）に立地することも可能。

## 2. 補助対象要件（地域・補助率等）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. 申請方法

7. お問い合わせ先

### <1 イノベ構想の重点推進分野に資する事業>

#### 補助対象地域

#### 補助対象市町村

#### 補助率（※2）



1

**避難指示解除後6年以内の避難指示解除区域、認定特定復興再生拠点区域（※1）、認定特定帰還居住区域**

富岡町の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部、飯館村の一部

大企業



3/4  
以内

中小企業



4/5  
以内

2

**避難指示解除区域等（上記①を除く）**

南相馬市小高区、富岡町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部、飯館村の一部

大企業



2/3  
以内

中小企業



3/4  
以内

3

**避難指示解除区域等（上記①、②を除く）**

田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、広野町、楢葉町、川内村

大企業



1/2  
以内

中小企業



2/3  
以内

4

**浜通り等15市町村のうち避難指示のなかった区域（※3）**

いわき市、相馬市、田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、新地町

大企業



1/3  
以内

中小企業



1/2  
以内

#### 凡例

1

- 避難指示区域
- 認定特定帰還居住区域
- 認定特定復興再生拠点区域
- 避難指示区域等（解除から6年以内）（※）
- （※）令和7年4月1日現在

23

避難指示解除区域等

4

避難指示のなかった区域

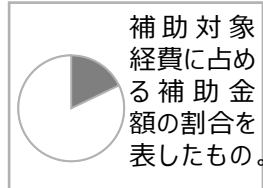
※1 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の2第6項の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域であって、同法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域であるもの。

※2 「補助対象施設・設備」（4）に規定する社宅の補助率は、付帯する工場等の立地する区域の補助率を適用します。

※3 造成中または計画中の下記の団地に立地する場合については、下記の補助率を適用する。  
・波倉産業団地、南相馬復興工業団地、下太田工業団地（大企業2/3以内、中小企業3/4以内）

※3 採択金額の総計は、30億円を上限とする。

○避難指示区域（認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域を除く）で実施する事業については、ご相談ください。



## 2. 補助対象要件（地域・補助率等）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. 申請方法

7. お問い合わせ先

### <2 産業立地の促進等に資する事業>

#### 補助対象地域

#### 補助対象市町村

#### 補助率（※2,3）



#### 凡例

1

- 避難指示区域
- 認定特定帰還居住区域
- 認定特定復興再生拠点区域
- 避難指示区域等（解除から6年以内）（※）

（※）令和7年4月1日現在

2,3

- 避難指示解除区域等

1

#### 避難指示解除後6年以内の避難指示解除区域、認定特定復興再生拠点区域（※1）、認定特定帰還居住区域

富岡町の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部、飯館村の一部

2

#### 避難指示解除区域等（上記①を除く）

南相馬市小高区、富岡町の一部、浪江町の一部、葛尾村の一部、飯館村の一部

3

#### 避難指示解除区域等（上記①、②を除く）

田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、広野町、楢葉町、川内村

※1 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の2第6項の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域であって、同法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域であるもの。

※2 「補助対象施設・設備」（4）に規定する社宅の補助率は、付帯する工場等の立地する区域の補助率を適用します。

※3 造成中または計画中的の下記の団地に立地する場合については、下記の補助率を適用する。

- ・小高フロンティアパーク、浪江町棚塩RE100、浪江町南、浪江駅前周辺整備区域、浪江町産業適地、飯館小宮、飯館深谷（大企業1/2以内、中小企業2/3以内）
- ・波倉産業団地、南相馬復興工業団地、下太田工業団地（大企業2/5以内、中小企業3/5以内）

○避難指示区域（認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域を除く）で実施する事業については、ご相談ください。

大企業



2/3  
以内

中小企業



3/4  
以内

大企業



2/5  
以内

中小企業



3/5  
以内

大企業



3/10  
以内

中小企業



1/2  
以内

補助対象経費に  
占める補助金額  
の割合を表したもの。



## 2. 補助対象要件（経費・要件等）

### 補助対象経費

補助金交付上限額は原則として30億円とする。

| 経費区分   | 要件                                        | 組み合わせ例         |          |          |          |          |
|--------|-------------------------------------------|----------------|----------|----------|----------|----------|
|        |                                           | 土地<br>建物<br>設備 | 土地<br>建物 | 建物<br>設備 | 建物<br>のみ | 設備<br>のみ |
| ・土地取得費 | 推奨(新規立地を支援する観点から、用地の取得を推奨)                | ○              | ○        |          |          |          |
| ・土地造成費 |                                           | ○              | ○        |          |          |          |
| ・建物取得費 | 条件付必須(建屋の取得を推奨するが、店舗・宿泊施設・社宅の場合は建屋の取得は必須) | ○              | ○        | ○        | ○        |          |
| ・設備費   | その他の施設に設置する場合は設備のみ可                       | ○              |          | ○        |          | ○        |

※設備費は、補助対象施設において新增設する設備機械装置の購入、据付けに必要な経費をいう。建物と切り離すことのできない付帯設備は原則として建物取得費に含める。

### 投資計画

当該補助事業に係る投資計画について、平成28年3月29日（平成28年度予算案閣議決定日）より前に対外発表した事業でないこと。

### 不支給要件

不支給要件のいずれにも該当しないことが求められる。

1. 本補助金の概要
2. 補助対象要件
3. 採択の審査
4. スケジュール
5. 事前着手の承認
6. 申請方法
7. お問い合わせ先

### 交付要件

交付要件は次の3点を全て満たす必要がある。

#### 1. 雇用要件

新規地元雇用者の確保

#### 2. 経済要件（付加価値額の増加）※

補助事業完了後、付加価値額において毎年平均5%の増加（付加価値額は「営業利益、人件費、減価償却費」の総計）

#### 3. 経済要件（避難指示区域等に立地する企業との取引額）※

補助事業完了後、投下固定資産額に応じた地元企業との取引額充足

詳細は次頁に記載。

※上記に記載する経済要件（「付加価値額の増加」及び「地元企業との取引額」の両方）を満たさない場合は、補助金の返還を求めることがある。

## 2. 補助対象要件（雇用・経済等）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. 申請方法

7. お問い合わせ先

### 投下固定資産額に対する雇用要件

#### 1. 雇用要件

下表の左欄に掲げる投下固定資産額（土地を除くことができる。）ごとに、それぞれの同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数とする。  
また、新規地元雇用者数のうち1/3を上限に非正規社員(注)を含めることができる。

(注) 非正規社員は、1年以上の雇用契約を締結し、雇用保険に加入している者とする。また、非正規社員の1日当たり労働時間の合計が、正社員1人の1日当たりの労働時間を満たす場合に新規地元雇用者数1人とする。

| 投下固定資産額（※） | 新規地元雇用者数 |
|------------|----------|
| 3千万円以上     | 1人以上     |
| 5千万円以上     | 2人以上     |
| 1億円以上      | 3人以上     |
| 10億円以上     | 5人以上     |
| 20億円以上     | 10人以上    |
| 30億円以上     | 15人以上    |
| 40億円以上     | 20人以上    |
| 50億円以上     | 25人以上    |
| 60億円以上     | 30人以上    |
| 70億円以上     | 35人以上    |
| 80億円以上     | 40人以上    |
| 90億円以上     | 45人以上    |
| 100億円以上    | 50人以上    |

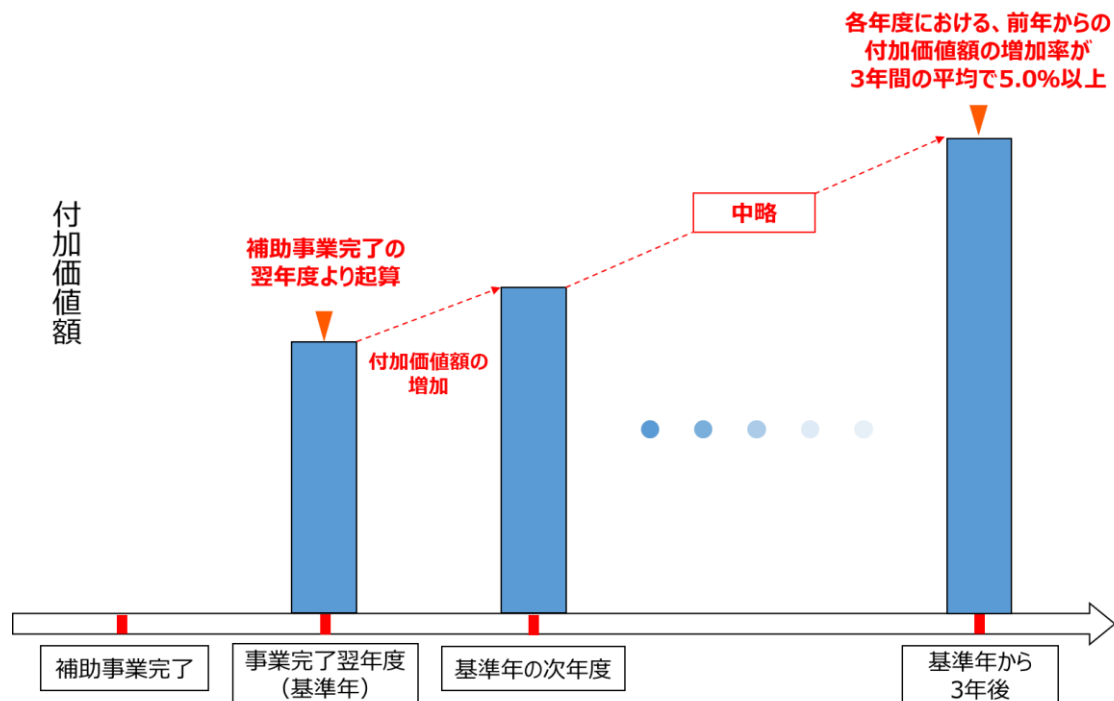
※投下固定資産額は、原則として本補助金の補助対象経費とします。  
※投下固定資産額5千万円を下限とします。なお、「店舗」「宿泊施設」「社宅」については、3千万円を下限とします。

### 経済要件（付加価値額）

#### 2. 経済要件（付加価値額の増加）

補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度を基準年とし、その翌年からの3年間、付加価値額において年率平均5.0%以上の増加を達成すること。

なお、付加価値額の増加は、補助事業により立地した工場等のみでなく、補助事業者（本社等を含む企業全体）の付加価値額により算出する。



## 2. 補助対象要件（経済等）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. 申請方法

7. お問い合わせ先

## 投下固定資産額に対する経済要件

### 3. 経済要件（地元企業との取引額）

補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の翌会計年度より5年間、避難指示区域等に本店の所在する事業者（地元企業）と、補助事業により立地した工場等の事業に係る取引を行い、右表の左側に掲げる投下固定資産額（土地取得費を除くことができる。）ごとに、それぞれの同表の右側に掲げる取引額を5年間の年平均で達成すること。

地元企業との取引額は、地元企業から購入する額を取引額とし、販売した額は取引額には含まない。なお、取引額は、補助事業により立地した工場等における取引によるものとする。

申請案件がなければ生じえない地域経済効果が見込まれるものの、当該効果を取引額に基づき判断することが合理的でない場合、客観的な資料により、右表と同等の地域経済効果を示すことによっても要件を充足することができる。（※1）

（※1）

- 申請案件がなければ生じえない地域経済効果が見込まれるものとは、既に地域で不可欠なサプライチェーンが確立されており、申請案件によって避難指示区域等に確実に経済効果をもたらすと見込まれるものであって、その旨について関係自治体や第三者の確認を得たものをいう。
- 取引額に基づき判断することが合理的でない場合とは、申請者が調達等しようとする原材料、部品、製品等について、避難指示区域等に本店の所在する事業者からではその品質、数量等が十分満たせない場合等をいう。
- 客観的な資料とは、申請者や第三者による資料に加え、取引額と同等の地域経済効果が及ぶ複数の市町村長が確認した書面を指す。
- 下表と同等の地域経済効果とは、申請者と取引を行う避難指示区域等に本店の所在する事業者が、その取引によって生じる売上げ等をいう。

### 投下固定資産額（※2）に対する経済要件

| 立地<br>場所 | （避難指示区域等）<br>田村市の一部、南相馬市の<br>一部、川俣町の一部、広野<br>町、楡葉町、富岡町、川内<br>村、大熊町、双葉町、浪江<br>町、葛尾村、飯館村 | （避難指示区域等以外）<br>いわき市、相馬市、田村<br>市の一部、南相馬市の一<br>部、川俣町の一部、新地<br>町 |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
|          | 取引額（年平均）                                                                               | 取引額（年平均）                                                      |
| 投下固定資産額  |                                                                                        |                                                               |
| 3千万円以上   | 0.4億円以上                                                                                | 0.8億円以上                                                       |
| 5千万円以上   | 0.4億円以上                                                                                | 0.8億円以上                                                       |
| 1億円以上    | 0.8億円以上                                                                                | 1.6億円以上                                                       |
| 10億円以上   | 2億円以上                                                                                  | 4億円以上                                                         |
| 20億円以上   | 4億円以上                                                                                  | 8億円以上                                                         |
| 30億円以上   | 6億円以上                                                                                  | 12億円以上                                                        |
| 40億円以上   | 8億円以上                                                                                  | 16億円以上                                                        |
| 50億円以上   | 10億円以上                                                                                 | 20億円以上                                                        |
| 60億円以上   | 12億円以上                                                                                 | 24億円以上                                                        |
| 70億円以上   | 14億円以上                                                                                 | 28億円以上                                                        |
| 80億円以上   | 16億円以上                                                                                 | 32億円以上                                                        |
| 90億円以上   | 18億円以上                                                                                 | 36億円以上                                                        |
| 100億円以上  | 20億円以上                                                                                 | 40億円以上                                                        |

（※2）原則として本補助金の補助対象経費とする。

## 2. 補助対象要件（雇用等）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

4. スケジュール

5. 事前着手の承認

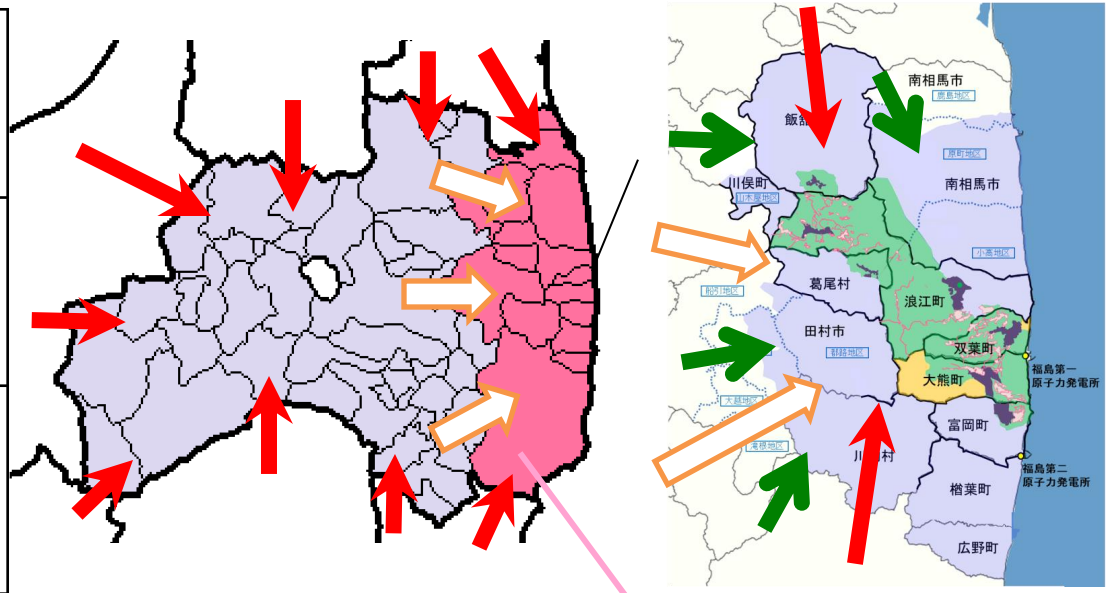
6. 申請方法

7. お問い合わせ先

「新規地元雇用者」とは、

- (1) 補助事業者が交付決定日以降に新規立地する当該「工場等」で勤務することを前提として採用した「正社員及び非正規社員（正社員等）」のうち、補助事業完了時において、福島県に住所を有し、勤務する者をいいます。
- (2) 新規立地する当該「工場等」で勤務するため、交付決定日以降に下記のとおり「住所等」を移転した正社員等としての転入雇用者も含めることができます。

|                         |   |                                                      |
|-------------------------|---|------------------------------------------------------|
| 「新規地元雇用者」に含めることができる正社員等 | → | 「福島県」外から「福島県」内に住所等に移転                                |
|                         | ⇒ | 「浜通り等15市町村」外から「浜通り等15市町村」内に住所等に移転                    |
|                         | → | ＜産業立地の促進に資する事業のみ＞<br>「避難指示解除区域」外から「避難指示解除区域」内に住所等に移転 |



「浜通り等15市町村」…いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

※住所の移転がない場合でも、東日本大震災の発生時に補助対象地域内に住所を有していた者で、原発避難者特例法に基づき避難先の市町村に避難住民届を提出している者であり、かつ補助対象地域外から補助対象地域内に「勤務地」を異動した正社員であれば、新規地元雇用者に含めることができます。

## 2. 補助対象要件（まとめ）

1. 本補助金の概要

2. 補助対象要件

3. 採択の審査

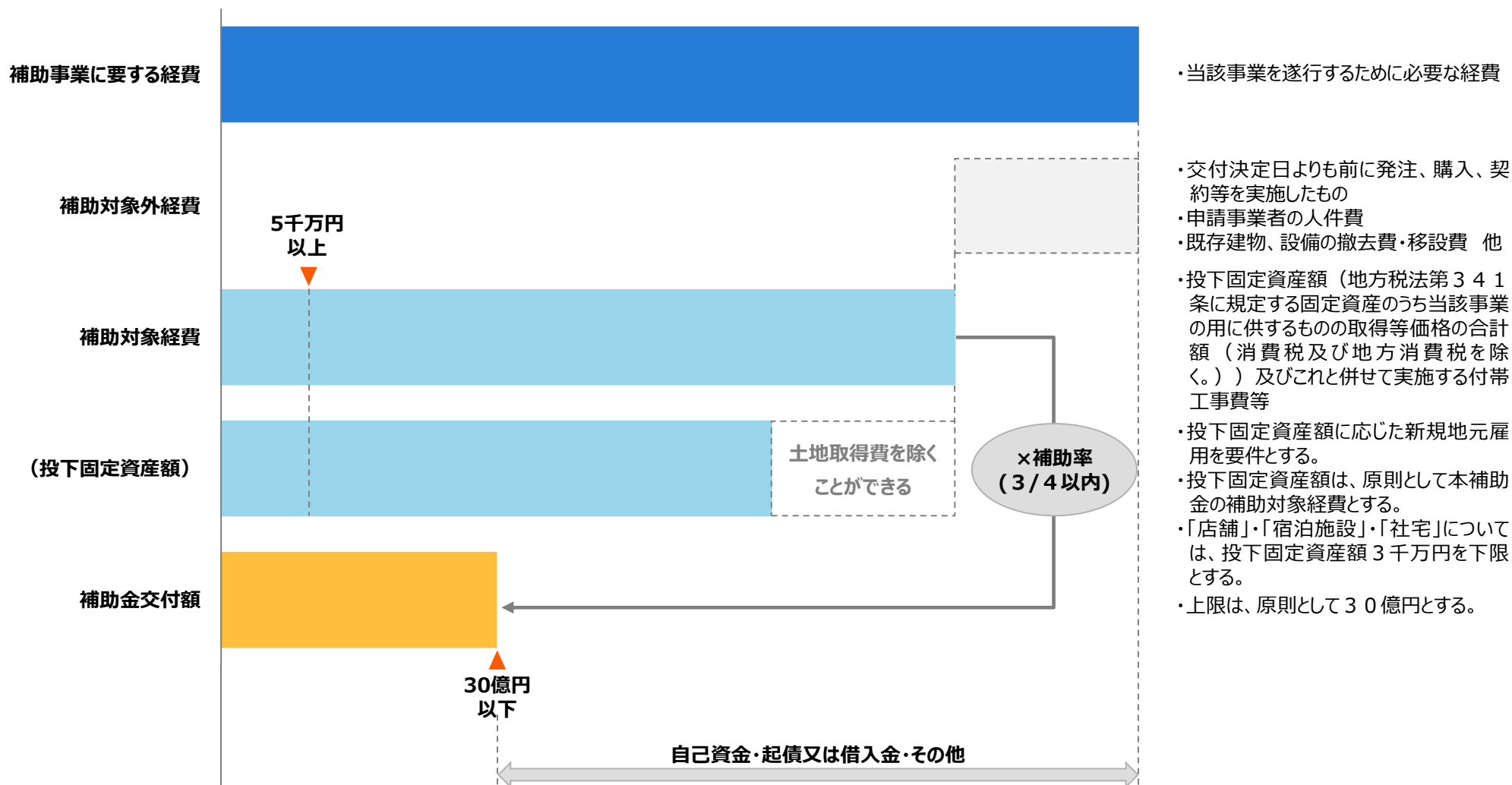
4. スケジュール

5. 事前着手の承認

6. 申請方法

7. お問い合わせ先

### 補助事業に要する経費と交付額の関係



# 3. 採択の審査

採択の審査は、経済産業局及び基金設置法人に設置される審査委員会において行われます。

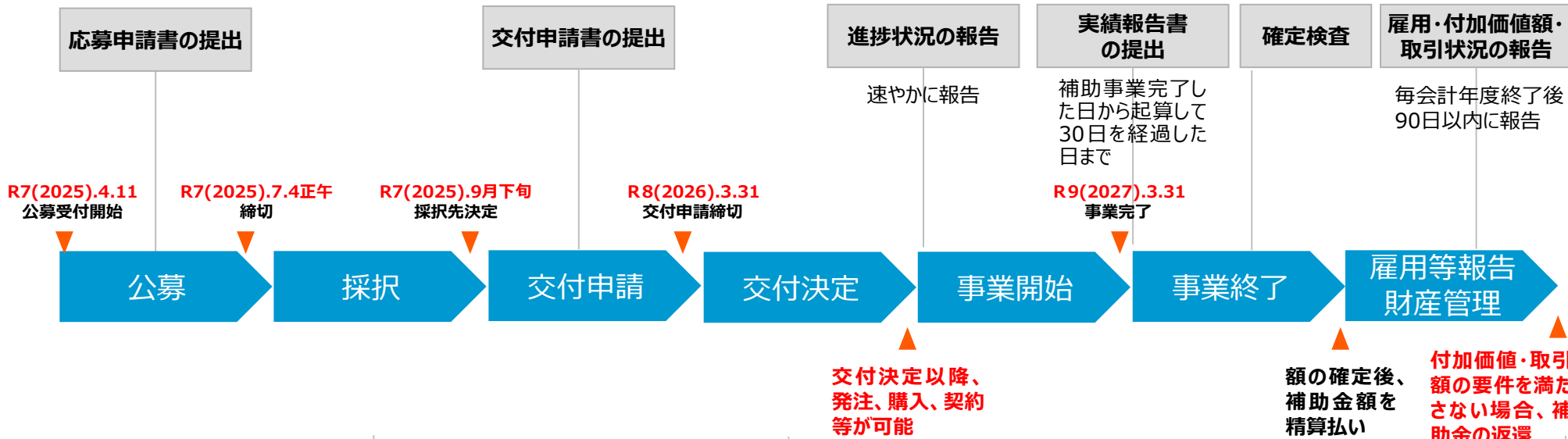
## 審査内容

| 分類               | 審査項目         | 審査内容                                                       |
|------------------|--------------|------------------------------------------------------------|
| 基本的事項の審査（必須項目）   | 補助対象要件       | 補助事業の目的に合致しており、かつ「公募要領 1. （2）補助対象事業者」に掲げる要件を満たしているか        |
|                  | 補助事業者としての適格性 | 応募者は事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤及び実績を有しているか                       |
|                  | 補助事業の実施体制    | 応募者は補助事業を円滑に遂行するための十分な実施体制や販路を有しているか                       |
| 事業内容に関する審査（加点項目） | 支援の必要性       | 被災の程度が大きく、復興が遅れている地域（市町村）への立地を優遇                           |
|                  | 投資計画の熟度      | 企業立地に蓋然性が認められる事業となっているか                                    |
|                  | 事業の将来性       | 将来性のある事業となっているか                                            |
|                  | 雇用創出効果       | 雇用を長期安定的により多く創出する事業となっているか                                 |
|                  | 地域経済における重要度  | 立地する市町村における住民の帰還状況等を踏まえ、地域経済の活性化や更なる産業集積に好影響をもたらす事業となっているか |
|                  | 被災地への貢献度     | 被災地における東日本大震災からの復興に効果をもたらす事業となっているか                        |
|                  | 福島県の知事の意見書   | — 上記の審査に当たっては、福島県の知事から提出される意見書を踏まえて行う                      |

本事業は、「雇用創出効果」、「地域経済における重要度」、「被災地への貢献度」等を重視しており**福島県及び立地する市町村の理解と協力を得ることが重要**であること、採択の審査は、知事から提出される意見書を踏まえて行われることにかんがみ、**福島県等への事前相談を行い、理解と協力を得ることを強くお勧め**します。

# 4. スケジュール

|            |           |          |            |
|------------|-----------|----------|------------|
| 1. 本補助金の概要 | 2. 補助対象要件 | 3. 採択の審査 | 4. スケジュール  |
| 5. 事前着手の承認 |           | 6. 申請方法  | 7. お問い合わせ先 |



## ・公募受付締切

本補助金に応募されたい方は、7月4日（金）正午までに応募申請書を jGrants でご提出下さい。

## ・審査結果の通知

決定後、jGrants で通知します。

## ・交付決定額

応募時に補助対象として申請していた経費について、交付申請書案の確認及びその内容の精査の結果、補助対象外と判断され、採択金額通りの交付決定額とはならない場合があります。

## ・交付決定前の発生経費

今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に発注等が行われた補助事業に係る経費が対象となるため、交付決定日以前に発生した経費は、原則として対象となりません。

## ・契約等は一般の競争に付すこと

請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約に付することができます。

## ・事業完了期限

交付決定後は補助事業に係る土地・建物等の取得に係る発注等、速やかに事業着手し、令和9年3月31日までに、事業完了（申請書に記載された新規地元雇用者数が確保され、補助事業に係る土地・建物等の取得が完了し、その経費が全て支払われた時点をいう）して下さい。ただし、交付決定後に生じた補助事業者の責めに帰さないやむを得ない事情により当該期日までに補助事業を完了することができないと見込まれる場合は、所定の手続きにより、基金設置法人から指示を受けた場合に限り、令和10年3月31日を限度として補助事業の完了の日とすることができます。

## ・財産の管理

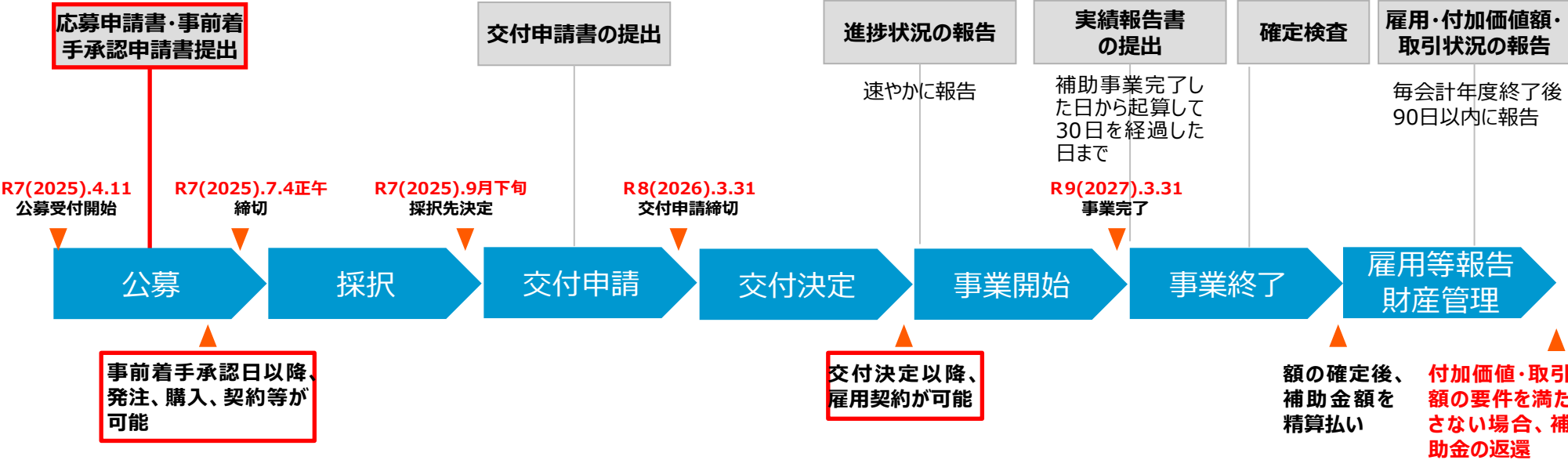
補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。

## ・雇用・付加価値額・取引状況の報告

補助事業者は、雇用の状況については補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後5年間、取引額の状況については事業完了後の翌会計年度から5年間、付加価値の増加状況については事業完了後の翌会計年度を基準年とし、その翌年から3年間、補助事業者の毎会計年度終了後90日以内に補助事業に係る状況について、事務局を通じ、基金設置法人に報告しなければなりません。

# 5. 事前着手の承認

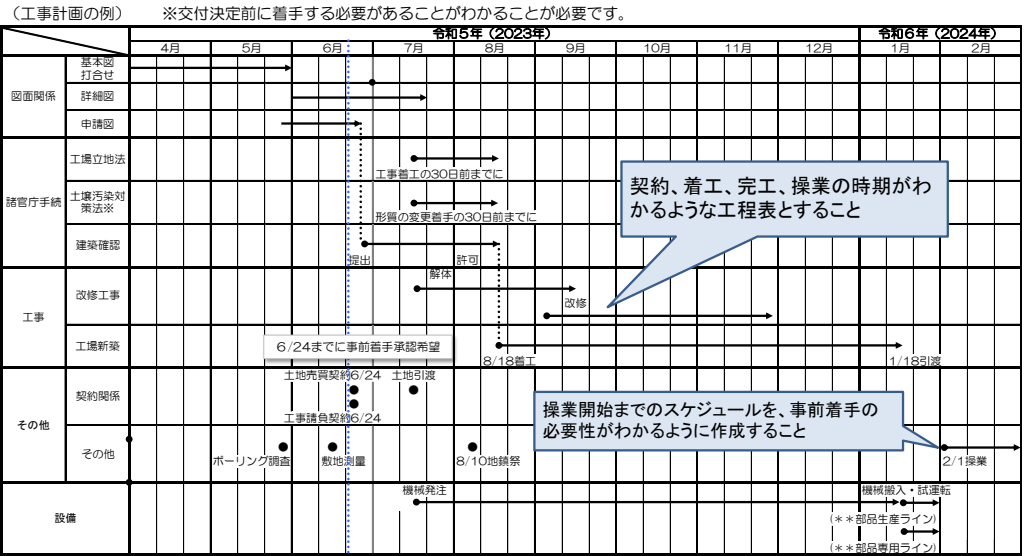


## 事前着手の趣旨

- 補助事業の着手は原則として**交付決定後**です。
- ただし、震災からの早期復興への貢献という趣旨に照らし、交付決定前に発注・購入・契約等を行わないこと等によって、**企業立地の機会を失いかねない多大な損失が発生するなど、真にやむを得ないと判断される場合**に合理的根拠を有する工事等の期間内の事前着手を承認する場合があります。

## 注意事項

- 応募申請書と事前着手承認申請書はjGrants上で同時に提出します。
- 承認を受けた場合、承認日以降から交付決定日までに発注・購入・契約等を行った事業に要する経費を補助対象とします。
- 事前着手承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。
- 事前着手を検討される場合、あらかじめ事務局に相談ください。



# 6. 申請方法

1. 本補助金の概要
2. 補助対象要件
3. 採択の審査
4. スケジュール
5. 事前着手の承認
6. 申請方法
7. お問い合わせ先

- 本公募では、**補助金申請システム「jGrants」**にて応募を受け付けます。
- 申請には、「**GビズIDプライムアカウント**」が必要です。  
※GビズIDの取得には**2週間程度を要する場合がある**ため、余裕を持って準備してください。  
※詳細は、以下のウェブサイトをご確認ください。

URL : <https://gbiz-id.go.jp/top/>

- 「GビズIDプライムアカウント」を取得後、以下のウェブサイトから応募してください。

URL : <https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDK64MAH>



「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業」と検索してください。

jGrantsでの申請の流れを確認できます。また、**事業者クイックマニュアル**の閲覧や**GビズID取得**ページへの遷移が可能です。

# 7. お問い合わせ先

1. 本補助金の概要
2. 補助対象要件
3. 採択の審査
4. スケジュール
5. 事前着手の承認
6. 申請方法
7. お問い合わせ先

| 区分                 | 機関名                | 連絡先                                                                                                               | 本事業の趣旨について | 応募申請にかかる事前相談について | 復興計画、企業誘致計画等について | その他事業全般について(記載方法等) |
|--------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------------|------------------|--------------------|
| 所管省庁               | 経済産業省              | 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1<br>大臣官房福島復興推進グループ 福島新産業・雇用創出推進室<br>TEL:03-3501-8574 FAX : 03-3580-4988                  | ○          |                  |                  |                    |
| 立地する県を所管する経済産業局担当課 | 東北経済産業局            | 〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1<br>東北経済産業局 産業部 東日本大震災復興推進室<br>TEL : 022-221-4813 FAX : 022-265-2349                    | ○          | ○                |                  |                    |
| 基金設置法人             | (公財)福島県産業振興センター    | 〒960-8035 福島県福島市本町5-5 フコク生命ビル9階<br>企業振興部 自立・帰還支援チーム<br>TEL : 024-573-5450 FAX : 024-573-6930                      | ○          |                  |                  |                    |
| 福島県の企業立地担当課室       | 福島県                | 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 西庁舎12階<br>福島県 商工労働部 企業立地課<br>TEL : 024-521-8523 FAX : 024-521-7935                        |            | ○                | ○                |                    |
| 事務局                | みずほリサーチ&テクノロジーズ(株) | 〒112-0004 東京都文京区後楽1-1-3<br>みずほリサーチ&テクノロジーズ(株) 社会政策コンサルティング部<br>(「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業事務局」担当)<br>TEL : 03-5615-9588 |            |                  |                  | ○                  |

自立・帰還支援雇用創出企業補助金の活用等にあたって、避難指示区域等に立地する企業との取引パートナーをお探しの場合、福島相双復興官民合同チーム（注）にて候補先の紹介を行うことも可能です。

公益社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チーム）産業創出グループ産業集積課  
TEL : 024-502-1115 E-mail : kanmin\_seizou@fsr.or.jp

（注）福島第一原子力発電所事故に伴い避難指示等の対象地域となった福島県内12市町村において、当時事業を営まれていた事業者の事業・生業・生活の再建等を支援するチーム。